

H27年4月以降の夜間保育所における時間外保育の標準利用料について

H27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、新たに保育標準時間認定（11時間）と保育短時間認定（8時間）が創設されたことから、時間外保育の標準利用料を以下のとおりとします。

具体的な利用料は、各施設で決定します。詳細は、各施設にお問い合わせください。

- 1) 開所時間は、大通夜間保育園、二十四軒南保育園を8時～24時の16時間、しせいかん保育園を8時～22時の14時間とし、保育標準時間及び保育短時間を超える利用があった場合は、時間外保育の対象とします。
- 2) 利用料は1時間100円を基本としますが、8時～10時の間の最初の1時間は、開所時間を延長するための経費を考慮し、1時間200円とします。
- 3) 階層区分がA・B世帯の子どもが利用した場合の減免措置は、従来どおりとなります。

※在園児については、卒園までの経過措置として、保育短時間認定に該当する場合でも保育標準時間認定を受けることができます。時間外保育利用料の取扱いについても、現行と同様とします。

1 大通夜間保育園と二十四軒南保育園

H27年4月以降に入園する新入園児の時間外保育の利用料と利用例：

（単位：円）

保育時間	延長保育時間		開所時間（10時～24時）												
	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
保育標準時間	200円	100円	保育時間（標準時間認定）10時～21時										100円	100円	100円
保育短時間	200円	100円	100円	100円	100円	コアタイム（短時間認定）13時～21時						100円	100円	100円	
	—	200円	100円	100円	100円							100円	100円	—	

2 しせいかん保育園

H27年4月以降に入園する新入園児の時間外保育の利用料と利用例：

（単位：円）

保育時間	延長保育時間		開所時間（10時～24時）												
	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
保育標準時間	200円	100円	保育時間（標準時間認定）10時～21時										100円	100円	100円
保育短時間	200円	100円	100円	100円	100円	コアタイム（短時間認定）13時～21時						100円	100円	100円	
	—	200円	100円	100円	100円							100円	100円	—	